

令和3年8月25日

協定を締結しました

災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定

習志野市の災害時における市民生活の安定を図るべく、本市と東日本電信電話株式会社千葉事業部(以下、「NTT 東日本」という。)が「災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定」及び協定に基づく2つの覚書を締結いたしました。

1. 協定等の名称

	名称	内容
協定	災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定	災害発生による広範囲な通信障害において、市民生活の安定を図るため、本市と NTT 東日本が連携して、通信設備の復旧活動に取り組むことを規定
覚書①	災害時における通信障害の復旧作業に伴う障害物等除去に関する覚書	通信障害への復旧に係る作業に支障となる障害物、及び復旧作業に係る道路上の障害物の除去等、並びに予防措置に関して、相互協力を行うことを規定
覚書②	災害時における通信障害復旧情報等の共有及び連絡調整員の派遣に関する覚書	NTT 東日本は本市に連絡調整員(リエゾン)を派遣し、それぞれが持つ情報の共有を図ることを規定

2. 協定締結先

東日本電信電話株式会社千葉事業部

3. 協定締結の経緯

令和元年9月の台風第15号において、倒木や飛来物等による通信設備の破損が原因で、県内の広範囲で通信障害が発生し、被災地域の生活や経済活動等に大きな被害が生じました。

このことから、今後の大規模災害に備えて、災害時に迅速な通信設備の復旧等の活動を行えるよう、本協定及び協定に基づく2つの覚書を締結し、本市の災害応急対策の向上を図るものです。

4. 協定締結日

令和3年8月24日

問合せ先
総務部危機管理課
電話047-453-9211